

『日本地方財政制度の成立』

藤田武夫 著

岩波書店 [刊]

1941年12月 A5判/246頁 図書番号 OG-0394

藤田武夫は、九州帝国大学法文学部経済学科—京都帝国大学大学院財政学専攻を経て、立命館大学講師を務めた後、1935年3月に東京市政調査会研究員に就任した。

1940年に「地方税制の沿革(市政の基礎知識第9号)」(B6判、131頁、東京市政調査会)を書き記し、翌年に本書を刊行したのであるが、藤田本人は「東京市政調査会四十年史」の中で自身の処女作であるとしている。日本における地方財政研究の嚆矢というべき書である。

第1章旧幕時代の町村財政では、徳川時代に町村は負担余力が少ないにも拘わらず過重な委任事務的費用について連帯責任を伴う形で支出させられていたこと等を述べている。

第2章地租改正と町村財政では、明治6年の地租改正事業により長く町村財政が圧迫されることになり、町村固有の自治事務の遂行を著しく妨げたとしている。

第3章民費は、国庫及び府県税収入から支弁されるもの以外の、地方団体の費用の総称たる民費について、明治当初から同11年地方税規則制定までを対象に論述している。

第4章地方税規則の制定では、区町村財政の犠牲の上に府県財政の基盤強化が図られたという。

第5章区町村協議費と区町村費では、地方税規則により民費が地方税と区町村協議費とに分けられたが、この協議費が明治17年に区町村費となる事情を述べている。

第6章市町村財政制度の樹立は、明治21年の市制町村制の制定経緯とその財政制度について、第7章府県財政制度の確立は、明治23年の府県制、郡制の制定経緯とその財政制度について述べている。

最後に補遺明治前期に於ける区(市)町村費徴収権の発展では、私人の債務と同様に扱われていた区入費について、その徴収に次第に公法上の保護が与えられた過程を述べている。

本書は実に多くの資料が用いられていることを、ひとつの特徴としている。それは、東京市政調査会の編纂による『自治五十年史』(本篇4巻、資料篇2巻の予定が、1940年に第1巻制度篇を刊行した他は都合により未刊)に、藤田が2年間携わった成果である。

藤田は内閣文庫へ2年間弁当持参で通い、複数の県庁の書庫に入って埃と汗にまみれて苦勞した。先駆的研究者の宿命とはいえ、その熱意に感服する他はない。

本書の出版を記念し、時の田邊定義東京市政調査会参事が、数名の会員と祝賀会を開いたそうである。藤田はこれを在籍10年の間に一番うれしかったこととして回顧している。その恩返しの意味もあって、東京市政調査会藤田賞の創設のための基金寄附へと結びついたものと筆者には思えてならない。

本書では、官治と自治は必ずしも対立するものではないが、自治分権を標榜して樹立された明治期地方財政制度では、委任事務の完遂に重点が置かれ、自治事務のための財政余力が極めて少なく実質的内容は極めて貧弱なものであったと結論されている。

今日の地方分権改革を考えるにあたって、歴史的教訓を得るところ大である。

(田村靖広・市政専門図書館司書課長)